

物 件 調 書

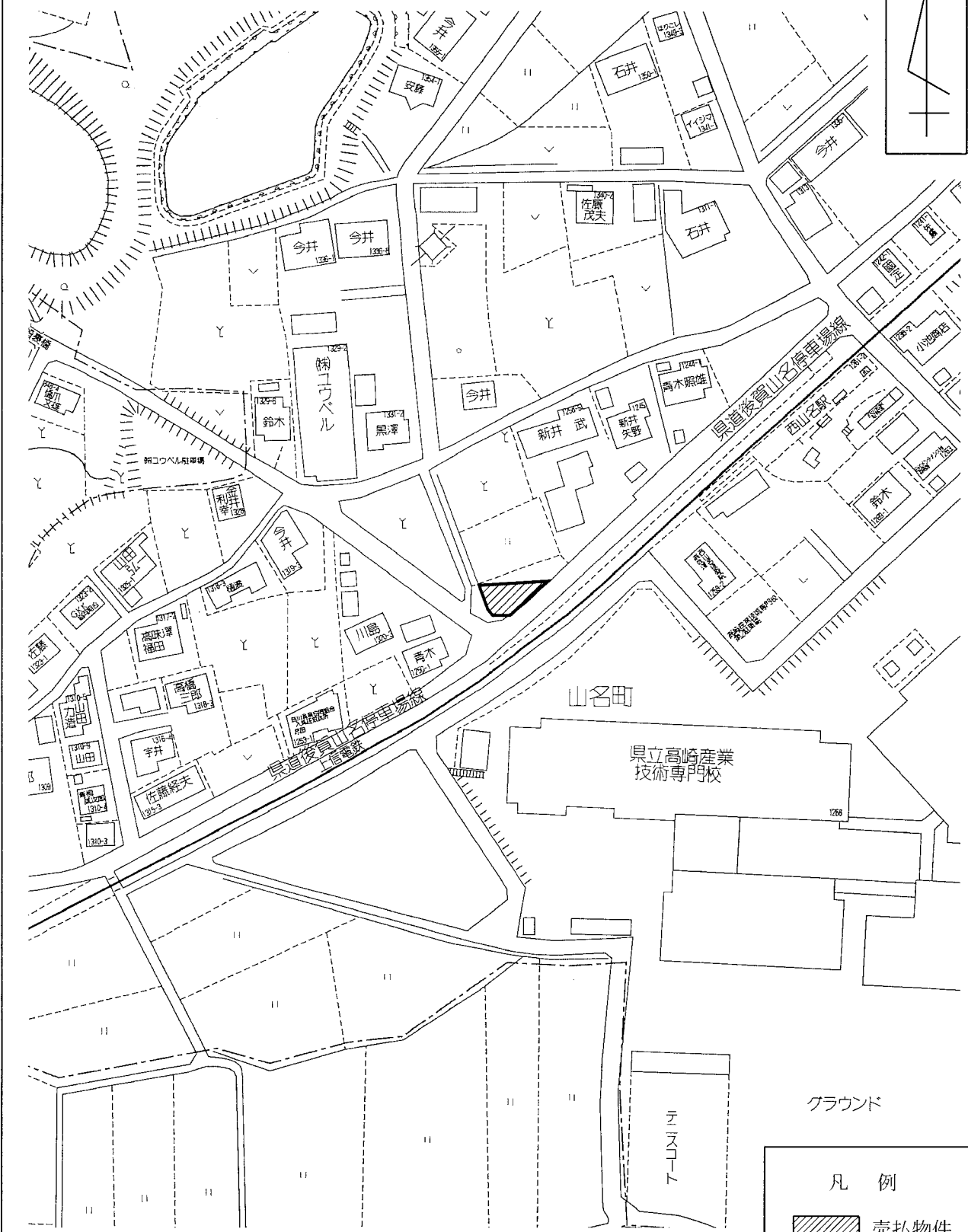
物件番号 0051 最低売却価格 1,370,000円

所在地	群馬県高崎市山名町字鳥追塚1244-4				
住居表示					
現況地目 及び面積等	雑種地	98.15 m <sup>2</sup>	工作物	—	
			立木竹	—	
登記記録	地番	1244-4			
	地目	宅地			
	数量	98.15m <sup>2</sup>			
記載事項	地番				
	地目				
	数量				
接面道路 の状況	南西側の一部	一部未舗装県道	幅員約 9.7~10.2 m	(法第42条第1項第1号道路)	
	南東側	一部未舗装県道	幅員約 7.1 m	(法第42条第1項第1号道路)	
法令に基づく制限	都市計画法	市街化調整区域			
		用途地域	指定なし		
		地域・地区			
		建ぺい率	70%		
		容積率	200%		
		高度制限	指定なし		
	防火指定	指定なし			
その他	都市計画法第29条及び第34条（開発行為の許可及び基準） 文化財保護法第93条（No. 0166752A01遺跡、No. 0167052H01遺跡、No. 02381山名52-1遺跡） 景観法第16条 高崎市景観条例 都市再生特別措置法第88条・第108条（立地適正化計画） *別葉「補足説明事項」参照				
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	-	負担の内容		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況		施設整備の 特別負担の有無
		電気	接面道路配線 有	—	
	公営水道	接面道路配管 有			無
		公共下水道	接面道路配管 有		
都市ガス	接面道路配管 無	未定		未定	
交通機関	鉄道等	上信電鉄上信線 西山名駅の 南西方 約0.2km 徒歩3分			
公共施設	高崎市役所吉井支所		市立南八幡小学校	市立南八幡中学校	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地は、市街化調整区域内に所在するため、建物建築はできない。</li> <li>・公共下水道は、南西側道路のみに配管されている。なお、公共下水道に接続する場合は分担金が必要である。</li> <li>・本地の雨水のオーバーフロー分の西側水路への放流の可否については、南八幡堰土地改良区と事前協議が必要である。また、放流する際は高崎市より「水路占用許可」を得る必要があり、占用料及び土地改良区への支払金が発生する可能性がある。</li> <li>・本地は、立地適正化計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域外である。</li> <li>・本地は、高崎市ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当していない。（詳細は、入札案内書「18. 特約条項及び資料の閲覧」参照。）</li> <li>・地下埋設物調査（ボーリング調査）の結果、本物件においては、がれき類等の地下埋設物の存在が確認されている。（詳細は、入札案内書「18. 特約条項及び資料の閲覧」参照。）</li> <li>・なお、閲覧資料に記載されている推定埋設量及び埋設物はあくまでもボーリング調査による推定であるので、埋設量及び埋設物は実際と異なる場合がある。</li> <li>・ライフライン埋設状況調査の結果、本物件においては、第三者使用のライフラインは確認されなかった。（詳細は、入札案内書「18. 特約条項及び資料の閲覧」参照。）</li> <li>・本地の南東側道路の反対側には、上信電鉄上信線が通っている。</li> <li>・本地の北西方約0.5kmには、陸上自衛隊吉井分屯地がある。</li> </ul>				

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び法令に基づく諸条件についての調査確認を行ってください。なお、物件調書は、売買契約書の添付書類となります。


# 周 辺 図

群馬県高崎市山名町字鳥追塚1244-4



グラウンド

凡 例

 売払物件

許諾番号：Z2 2LC第3 2 6号©ZENRIN CO., LTD.

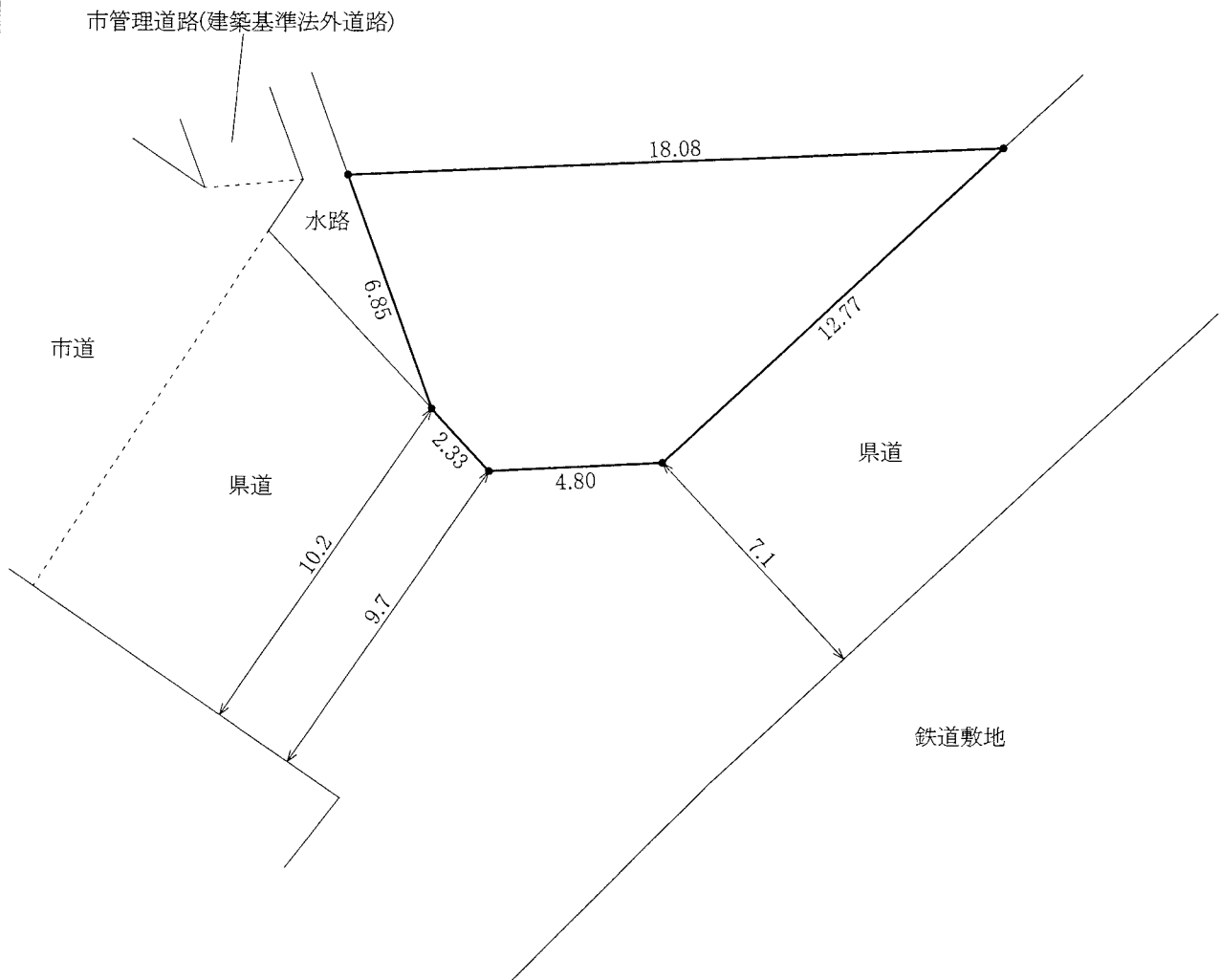
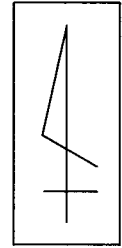
※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号

0051

# 明 細 図

群馬県高崎市山名町字鳥追塚1244-4

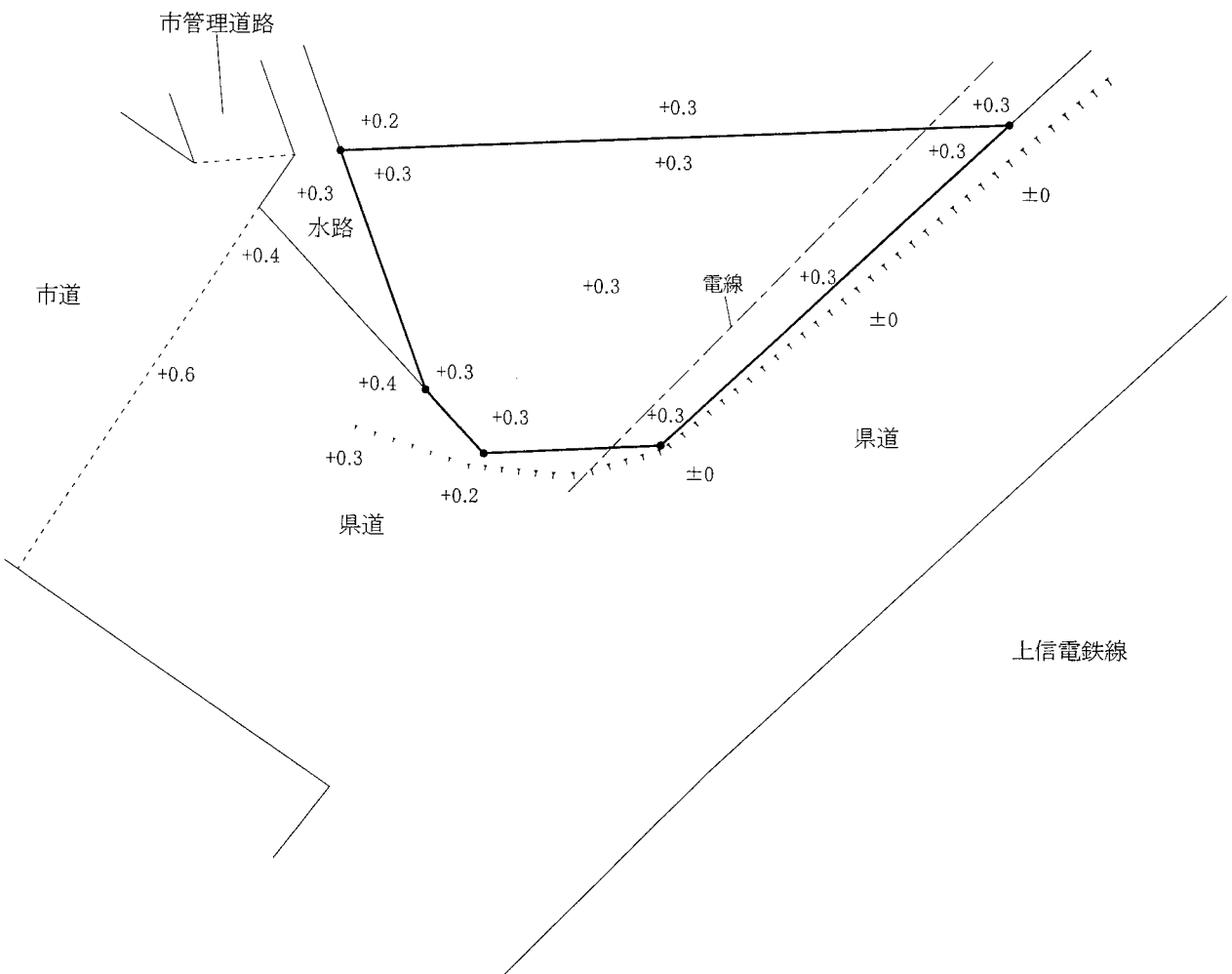
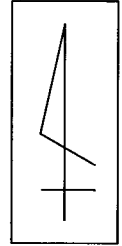


単位：メートル

※ 法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ずご自身において関係機関にご照会ください。

概 要 図

群馬県高崎市山名町字鳥追塚1244-4



凡 例

⏟	法 地
---	-----

単位：メートル

※ 工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。